

2020年7月10日

お客様各位

播州信用金庫

預金規定集の一部訂正について

平素は播州信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年4月の民法改正に伴い、改定いたしました預金規定におきまして、記載内容の一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所（訂正箇所には下線を付しております）

(訂正後)	(訂正前)
この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第 <u>4項、第5項</u> および <u>第6項</u> の規定により解約する場合…（略）	この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第 <u>3項、第4項</u> および <u>第5項</u> の規定により解約する場合…（略）
(対象規定) ・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定第5条第4項 ・自由金利型期日指定定期預金規定第7条第5項 ・ばんしん年金定期預金規定第6条第2項第2号 ・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期・振替型)規定第5条第5項 ・自由金利型定期預金(大口定期預金)規定第4条第4項 ・ばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」規定第4条第4項 ・ばんしんシルバー定期預金規定第6条第2項第2号	

(訂正後)	(訂正前)
この預金を第4条第1項により預入日の6ヶ月後の応当日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第 <u>4項、第5項</u> および <u>第6項</u> の規定により解約するには…（略）	この預金を第4条第1項により預入日の6ヶ月後の応当日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第 <u>3項、第4項</u> および <u>第5項</u> の規定により解約するには…（略）
(対象規定) ・自動継続定額複利預金(自由金利型定期預金(M型))規定第3条第6項	

(訂正後)	(訂正前)
この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第3項、 <u>第4項</u> および <u>第5項</u> の規定により解約する場合… (略)	この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第3項、 <u>第4項</u> の規定により解約する場合… (略)
(対象規定) ・ 積立定期預金規定第4条第3項	

(訂正後)	(訂正前)
約定どおり払込みが行われなかったとき、または、この預金を第11条第1項により満期日前に解約する場合および第11条第3項、 <u>第4項</u> および <u>第5項</u> の規定により解約する場合… (略)	約定どおり払込みが行われなかったとき、または、この預金を第11条第1項により満期日前に解約する場合および第11条第3項、 <u>第4項</u> の規定により解約する場合… (略)
(対象規定) ・ 新型自動振替定期積金規定第5条第2項	

(訂正後)	(訂正前)
この積金は、第11条 <u>第4項</u> 第1号、第2号AからEおよび第3号AからE、第4号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条 <u>第4項</u> 第1号、第2号AからEまたは第3号AからE、… (略)	この積金は、第11条 <u>第3項</u> 第1号、第2号AからEおよび第3号AからE、第4号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条 <u>第3項</u> 第1号、第2号AからEまたは第3号AからE、… (略)
(対象規定) ・ 新型自動振替定期積金規定第9条	

以上